

大和高田市歯周病検診実施要領

令和6年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2及び健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第4条の2の規定に基づき実施する歯周病検診(以下「検診」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 検診の対象となる者(以下「対象者」という。)は、受診する日において市内に住所を有する者であって、当該年度において20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳に達する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要であると認めた者を対象者とすることができる。

(委託歯科医療機関)

第3条 検診の実施歯科医療機関は、市長が委託した歯科医療機関(以下「委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)」という。)とする。

(検診内容)

第4条 検診の実施にあたっては、大和高田市歯科検(健)診票(様式第1号。以下「検(健)診票」という。)を使用し、検診の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 口腔内検査(歯の状況、歯周組織の状況、口腔内清掃状態、その他)
- (3) 検査結果の判定
- (4) 前号の判定に基づく検診結果説明及び歯科保健指導

(受診券)

第5条 市長は、対象者に対し大和高田市歯周病検診受診券(以下「受診券」という。)を交付するものとする。受診券は次に掲げるものを記載し、送付する。

- (1) 対象者の氏名
- (2) 対象者の住所

(実施方法及び受診回数)

第6条 対象者は、委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)に受診券と本人が確認できるもの(運転免許証等)を提出し、検診を受けるものとする。

2 受診を受ける回数は、受診券の当該年度に1回限りとする。

(自己負担額)

第7条 検診を受診した者が負担する費用は無料とする。ただし、やむを得ない場合を除き、次の各号に定める場合においては自己負担とする。

- (1) 歯周組織検査の結果、治療が必要な場合の治療費
- (2) 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)以外での受診の場合
- (3) 当該年度を経過した後に受診した場合

(受診券の譲渡等の禁止)

第8条 対象者は、受診券を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(市の責務)

第9条 市長は、受診券を交付するにあたり、対象者に対して検診の目的及び利用方法等を説明するものとする。

2 市長は、検診を受けた者において、精密検査の必要があるときは、委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)と連携して、必要に応じて保健指導を行う等、適切な対応をとるものとする。

(委託医療機関の責務)

第10条 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)は、検診の結果を検診票に記載するものとする。

2 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)は、検診を受けようとする者が第2条に定める対象者であることを、本人確認書類(運転免許証)の提示を求める等の方法により確認しなければならない。

3 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)は、検診を受けた者及び大和高田市に対して、検診結果を速やかに告知するとともに、精密検査又は治療を行う必要があるときは、適切な勧奨を行うものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月31日部長専決)

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。